

足利義昭期の武家訴訟における禁裏の役割と叡慮の実効性 -戦国末期公武関係の一側面-

メタデータ	言語: jpn 出版者: 駿台史学会 公開日: 2021-05-28 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 柴田, 修平 メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/10291/21647

足利義昭期の武家訴訟における禁裏の役割と叡慮の実効性

—戦国末期公武関係の側面—

柴田修平

要旨 近年足利義昭に関する研究は急速に進展し、従来織田信長によって傀儡化され、將軍権力は有名無実であったと評された義昭は、裁許権などの將軍権力を行使して幕政を主導し、信長と協調的な関係を築いていたことが明らかにされた。一方、このような研究の活況の中で、当該期の朝廷と武家との関係については目立った議論がなされていないように思われる。そこで本稿では、足利義昭が現任將軍として在京した永祿十一年（一五六八）から元龜四年（一五七三）にかけての足利義昭期の公武関係を考察することを目的とし、『言繼卿記』に記された訴訟の具体例の分析を通して、当該期の武家訴訟における禁裏の関与のあり方と役割を明らかにし、あわせて叡慮（天皇の意向）が武家の裁決にいかに関与を及ぼしたのかを検討した。

幕府のもとの訴訟、織田権力のもとの訴訟のいずれにおいても、禁裏の役割は、訴訟当事者である公家衆や寺社の申請に応じて女房奉書や勅使を武家に差遣し、裁定者である足利義昭や織田信長、織田信長の京都奉行に対し、訴訟当事者の要求通りに裁定がなされるように依頼することであった。また、武家側も公家衆や寺社は禁裏から女房奉書を獲得した上で武家に提訴すべきだと認識していたことを窺わせる事例が確認された。この禁裏から武家への依頼は、女房奉書・勅使によって伝えられることから叡慮という建前を取る。武家は禁裏からの依頼を受けると訴訟処理に取り掛かっている様子が窺え、女房奉書・勅使は武家に訴訟処理を促す点では一定の効果があったことが分かる。しかし、最終的な武家の裁決を拘束し得るものではなく、武家の都合によって叡慮に反する裁決がなされることもあり、叡慮は武家の裁決を伴ってはじめて実効性を帯びるものであったといえる。

武家訴訟における禁裏の役割は、公家衆や寺社の訴えを武家に挙達し武家訴訟に係属させることであり、女房奉書は武家への挙状としての役割を有していた。

キーワード…足利義昭、朝廷、公武関係、訴訟、女房奉書

はじめに

本稿は、一六世紀後半の武家訴訟と禁裏とのかわりを主たる素材として、戦国末期の公武関係について考察するものである。

中世後期の公武関係論において、研究史上の画期と言えるのは富田正弘による〈公武統一政権論〉の提唱である。これは、従来の公武対立史観の見直しへと繋がる第一歩であった。徳川武家政権の打倒によって成立した近代天皇制国家を正当化するために生み出された公武対立史観は、戦前、国体論に基づく皇国史観によって一層増幅され、戦後に至ってもなお支配的理解であったのだが、富田の〈公武統一政権論〉は、それに代わって公武の相互補完的枠組みを提示したもので、この理解は現在の公武関係論におけるパラダイムとなっている。

富田は、治天（院政における院・親政における天皇）の王権と、律令的天皇・太政官制とが表裏一体の関係で相互補完するという、十一世紀末の白河院政以来の中世朝廷政治の基本構造を前提とした上で、十四世紀末の足利義満の時代半ばから、織田信長の覇権に至るまで、治天の王権をそのまま掌握した室町殿の王権と、律令的天皇・太政官制とが並立したと述べる。そして、義満期に伝奏が室町殿へ従属したことで、伝奏―奉行を介して出される実質的な室町殿の命令は、公武双方の命という建前を取ることとなり、室町殿は伝奏―奉行を介した貴族・寺社等の権門の統轄、律令的天皇・太政官

制の操縦を行ない得るようになったとして、公家の武家への依存的公武一体化がなされた⁽²⁾と論じた。

富田の議論は、室町殿による伝奏の統轄を基幹に組み立てられており、すなわち伝奏論とも言えるものであったが、家永遵嗣の〈室町殿家司論〉によって、富田が義満の意を奉じた伝奏の活動とみなした現象（伝奏奉書の発給など）の内には、義満の家司としての活動（義満の意を奉じた家司奉書の発給）と考えるべきものがあつたことが指摘されるなど、一部有効性を失っている。実際に、中世後期を対象とした近年の公武関係史研究では、富田によって提示された公武の相互補完的枠組みを継承しながらも、伝奏論の域を超えた多様な広がりをもつ成果が次々と生み出されている⁽⁴⁾。

このように、現在の公武関係史研究では、様々なテーマ・時代を対象に議論が展開されているが、本稿ではテーマとして訴訟を取り上げようと思う。

戦国期の訴訟については、幕府訴訟を取り上げたものとしては、足利義材期の政務決裁のあり方や、足利義晴期の政務決裁と内談衆との関係について論じた設楽薫の研究⁽⁵⁾や、義晴期を中心に御前沙汰・政所沙汰の案件処理手続きを明らかにした山田康弘の研究⁽⁶⁾が代表的である。

朝廷側に目を向けると、戦国期においても天皇が公家間紛争に対して裁判権を行使していたことを指摘し、同時期の天皇が公家衆に対する統括権を喪失し、太政官も廷臣も必要としない天皇制になっ

たとする歴史像を批判した井原今朝男の論文⁷⁾や、土地の領有関係についての案件は武家が裁定を行ない、社会上の地位や身分秩序に関する案件は朝廷が裁定を担っていたという〈相論裁許における公武の役割分担〉を論じた神田裕理の研究⁸⁾などが挙げられる。

幕府訴訟、朝廷訴訟に関する研究は、それぞれ着実に進展していると云ってよい。一方で、朝廷・幕府双方の研究の接続が図られていないという問題を残している。

そこで本稿では、武家訴訟における禁裏⁹⁾の関与のあり方、およびそこでの役割について明らかにしたい。これは、松永和浩が、公武関係論においては天皇・朝廷が武家権力によって克服されなかった理由の解明を研究目的とすることが多いが、それでは武家権力の限界と天皇権力の実態と乖離した偉大さが語られてしまうのみであり、室町殿の政治にとつての天皇・朝廷・公家の役割を究明するところ¹⁰⁾が有意義であると指摘することに倣って、筆者も幕府政治における天皇・朝廷の役割を解明することが重要と考えるためである。

検討対象とする時代については、室町幕府最後の将軍足利義昭が現任将軍として在京した、永禄十一年(一五六八)十月から元亀四年(一五七三)七月にかけてを足利義昭期として設定する。

近年、足利義昭に関する研究は急速に進展し、足利義昭政権は織田信長の傀儡であり、将軍権力は有名無実であったとする戦前期以来の通説¹¹⁾が乗り越えられ、義昭は裁許権などの将軍権力を行使して

幕政を主導し、信長と協調的な関係を築いていたことが明らかとなった¹²⁾。

しかし、このような義昭研究の活況の中で、当該期の公武関係に関する研究は、個別の公家衆に関するものがあるのみで、目立った議論がなされていないように思われる。すなわち、足利義昭政権に関する研究は、公武関係の面で進展の余地があると言える。

また、当該期には幕府御部屋衆三淵藤英による稻荷社領の押領¹³⁾や、幕府同朋衆孝阿弥による禁裏女房長橋局領合子公事代官職の違乱¹⁴⁾、幕府大工右衛門尉定宗による禁裏大工惣官職の違乱、信長家臣明智光秀による盧山寺領の違乱¹⁵⁾、同じく信長家臣の村井貞勝・明智光秀による大徳寺領の違乱¹⁶⁾など、幕臣や信長家臣による公家衆・寺社の権益侵害が数多く発生しており、公家衆や寺社から、義昭や信長、信長の京都奉行のもとへの訴訟が頻発していた。先に述べた先行研究の問題に加え、このように訴訟の事例が数多く確認できるということも、義昭期を検討対象として設定する所以である。

以上より、改めて本稿の課題を述べる。本論文では、足利義昭期の武家(幕府および織田権力)のもとでの訴訟における禁裏の関与のあり方、および役割を明らかにすることを目的とする。あわせて叡慮、すなわち天皇の意向が、武家の裁決にいかなる影響を及ぼしたのかを検討することで、当該期の公武関係について考察してみたい。

なお、本稿における訴訟とは、裁判を意味する近代法学的な訴訟

（中世においては、訴陳状に番える「三問三答」「対決」を経る本格的な審理）のみを示すものではなく、広く（権利の保障を求める下位者から上位者への訴願と、上位者から下位者への裁許）一般を指すものとして用いることとする。²¹ 前述のように、義昭期には武家による公家衆や寺社の権益侵害が頻発していた。訴訟を広く定義することで、武家が第三者の立場から裁定する裁判だけでなく、このように、武家が裁定者である一方で、訴人の権益を混乱・押領する訴訟当事者でもあるような案件も扱うことができるようになり、有効である。

さて、本論文では、『言継卿記』を主な史料として用いる。『言継卿記』の記主山科言継は、足利義昭期には禁裏小番内々衆・武家昵近公家衆として、天皇・將軍の双方に近い立場にあり、木下昌規によって、当該期の公武交渉を主導した人物であったことが明らかにされている。²² そのため、当時の人々は、言継に禁裏への取次や、武家との交渉を盛んに求め、言継はこれに応じて、人々と公武との間の交渉に奔走した。これにより、『言継卿記』には公武交渉の記録が数多く確認でき、本稿の課題に取り組む上で有効な史料である。

その記録期間は、大永七年（一五二七）から天正四年（一五七六）に及ぶが、足利義昭が在京した永祿十一年（一五六八）から元亀四年（一五七三）のうち、記事の欠落する部分があるため、必然的に検討対象となる案件にも年代の偏りがあることをこわしておく。²³

なお、『言継卿記』には国書刊行会による刊本（山田安栄・伊藤

千可良・岩崎小弥太校訂、一九一四年）と、続群書類従完成会による国書刊行会本の未完部分を補う刊本（高橋隆三・齋木一馬・小坂浅吉校訂、一九六五年）が存在するが、必ずしも良質な刊本ではないため、本稿では慎重を期して、東京大学史料編纂所ウェブサイトの「所蔵史料目録データベース (HICAT)」より閲覧可能な、『言継卿記』原本モノクロマイクロフィルム画像を史料として引用している。²⁴

第一章 幕府訴訟における禁裏の役割と叡慮の実効性

1. 山科家旧領還補訴訟

本章では、『言継卿記』に記載された訴訟の具体例をもとに、幕府訴訟における禁裏の役割について検討し、あわせて叡慮が將軍の裁決に及ぼした影響について考察する。

まず本節では、永祿十一年（一五六八）十月における、山科言継の対幕府旧領還補訴訟を取り上げる。

山科家の名字地である山科家領山城国山科庄は、天文十七年（一五四八）に幕府の押領を受けたことを契機に不知行化していた。²⁵ 天文十七年当時の室町殿足利義晴は、山科七郷を幕府御料所に組み込んだのである。²⁶ 所領の返還を求める言継は、將軍代替わりを契機として、押領主体である義輝の後継將軍の立場にあった義昭との交渉を開始した。

永禄十一年十月二十日、言繼は、天皇の取次役を務めた禁裏女房の長橋局のもとに参り、幕府と信長に遣わす女房奉書の発給を申請し、同日、禁裏より叡慮を奉じた女房奉書二通が発給された。

【史料1】『言繼卿記』永禄十一年十月廿日条（部分）⁽²⁷⁾

一、長橋局へ参、名字之地之事、女房奉書、（山科庄）武家・織田所へ被_レ出候様_二申入了、則両通被_レ出_レ之、

仰_{（永禄十一年十月廿日）}

そちの中納言_{（言繼）}申入候、山しな大やけの郷・のむら・にし（山しな）の山などの事、けんめいの地にて候へは、このたひ返しつけられ候へく候、さやうに候はずは、たちまちたんせ_{（新地）}つし候へきほとに、よくく御心え候て、むろまちとのへ申され候へく候よし、心え候て申とて候、かしく、

ひろはし大納言とのへ

あすかい中納言とのへ

仰_{（永禄十一年十月廿日）}

山しなの中納言申入候、七郷のうち大やけ・のむら・にしの山などの事、けんめいの地にて候へは、このたひ返しつけられ候やうに、むろまちとのへとり申、さた候やうにと、をたのたん正によくくおほせつたへられ候へく候、さやうに候はずは、たちまちたんせつにをよひ候へき事候ほとに、へつして申と、のへられ候へのよし、よくく申とて候、かしく、

あすかい中納言とのへ

武家へ文者、以_{（兵衛）}澤路_{（秀政）}上野中務大輔に申渡了、又織田方へは、同以_{（飯田）}飯田申_{（遣之）}、

ここに掲載された二通の女房奉書は、宛所がそれぞれ武家伝奏の「広橋国光・飛鳥井雅教」「飛鳥井雅教」であるが、「むろまちとのへ申され候へく候」「をたのたん正によくくおほせつたへられ候へく候」とあるように、実際の叡慮の伝達先は將軍足利義昭と織田信長である。

これらの女房奉書では、義昭に対しては山科庄の山科家への還補が依頼され、信長に対しては義昭への口入が依頼されている。禁裏より女房奉書を獲得した言繼は、自身でも武家との交渉を行なうため幕府を訪れ、義昭の側近一色藤長・上野秀政に対して、義昭への斡旋を求めるとともに、義昭乳母の大蔵卿局へ挨拶に伺っている。⁽²⁸⁾

しかし、女房奉書と言繼の奔走にも関わらず、幕府は対応を行わず、翌二十一日と二十四日には、言繼から信長右筆の明院良政に宛てて書状が出され、信長から義昭への取り成しが再度求められている。⁽²⁹⁾ それでもなお幕府の対応が見られなかったようで、約一ヶ月後の十一月二十七日には、言繼は、再度禁裏に幕府へ遣わす女房奉書を申請したが、次の史料より分かる。

【史料2】『言繼卿記』永禄十一年十一月廿七日条（部分）⁽³⁰⁾

一、今朝以_{（山科）}倉部_{（飛鳥井）}、女房奉書申出、称号之地之儀被_{（仰出）}候、則倉部持_{（遣之）}、（中略）今日武家へ為_{（御使）}、

飛鳥井被^レ參云々、源中納言被^二相添^一云々、予雖^レ被^レ仰
 故障申了、兩三日以前、伏見殿へ柳沢參処、狼藉之条、御
 成敗之事、次近衛殿若公御安堵之事、又藤宰相可^レ被^二召
 出^一事、称号之地等之事、武家へ被^レ申云々、女房奉書如^レ
 此、予案文進^レ之、

一日も申され候、山しなの中納言ちきやうふん、山しな
 大やけの郷・のむら・にしの山の事、はんせういんと
 へ、かたく御やくそく申され候て、いさ、かも、へちき
 あるましきよし、御うけ文候事にて候ほとに、きとく
 返しわたされ候やうに、よくくむろまちとのへ申され
 候へく候よし、心え候て申として候、

仰^{本條十一}
 十七七、 あすかいの中納言とのへ

史料より、禁裏は、言継の申請に応じて再び幕府へ遣わす女房奉
 書を発給し、さらに女房奉書の宛所でもある武家伝奏飛鳥井雅教を
 勅使として幕府へ派遣し、幕府に対して山科庄の還補を依頼したこ
 とが読みとれる。そして翌日、幕府はこれを受けて案件の処理を開
 始したことが確認できる。⁽³¹⁾

以上の訴訟の経緯において、禁裏は女房奉書を幕府へ遣わし、義
 昭へ山科庄の還補を依頼している。また、同時に信長のもとへも女
 房奉書を遣わし、義昭への口入を依頼しており、禁裏を介する交渉
 ルートは、《言継→禁裏→義昭》のルートと、《言継→禁裏→信長→
 義昭》のルートの二つが存在していたと分かる。これらは、【史料

1】に「女房奉書、武家・織田所へ被^レ出候様二申入了、」とある
 ことから、言継の申請に応じたものであることが分かる。信長への
 女房奉書の差遣は、言継が、義昭から自身に有利な裁決（山科庄還
 補の下知）を得る上で、信長による義昭への口入が有効と考えたた
 めに行なわれたものであると考えるのが自然であろう。並行して言
 継自身による幕府との交渉も行なわれているが、幕府の対応が見ら
 れなかったことを受け、再び言継の申請に応じて女房奉書が発給さ
 れ、武家伝奏が勅使として幕府へ派遣されている。

つまり、禁裏の役割は、訴訟当事者である言継の申請に応じて女
 房奉書・勅使を幕府・信長に遣わすことで、叡慮として將軍義昭に
 よる山科庄還補の実現を求めることであつたと言える。禁裏からの
 一度目の女房奉書の差遣と言継自身の交渉にも関わらず、対応を行
 なわなかつた幕府であるが、二度目の女房奉書の差遣と勅使の派遣
 を受けた幕府は、訴訟処理に取り掛かっており、禁裏による女房奉
 書・勅使の差遣は、幕府に訴訟処理を促すという点においては、一
 定の効果があつたといえよう。

では、禁裏からの叡慮の伝達を受けた幕府は、実際にその内容に
 従って裁決を下したのであるうか。この点については、永禄十三年
 （一五七〇）の二条家・勸修寺家間相論より読みとることが可能で
 あるので、次節で検討を行なう。

2. 加賀国井家庄をめぐる二条家・勸修寺家間相論

永禄十三年（一五七〇）三月、加賀国井家庄（いのゑのふしやう）の領有をめぐる、二条家と勸修寺家との間に相論が発生した。井家庄は、現在の石川県河北郡から金沢市北部にかけて位置した広大な莊園で、この地は南北朝期以前、勸修寺家の所領であったのだが、足利義満が守護半済分を二条良基に宛行うよう勸修寺経重に命じて以降、二条家と勸修寺家との間で領有をめぐる、代々相論が続くようになったようである。⁽³²⁾

義昭期には、永禄十二年（一五六九）十二月の二条晴良書状写に「家領井家庄等之儀、大樹被_レ成_二御奉書_一候₍₃₃₎」とあることから、同莊園は幕府奉行人奉書によって二条晴良に安堵されたことが分かり、これを受けて、勸修寺晴右が今回の提訴に至ったと考えられる。

永禄十三年三月二十日には、晴右は山科言継のもとへ書状を遣わし、井家庄領家職の回復へ向けた交渉を開始している。

【史料3】『言継卿記』永禄十三年三月廿日条（部分）⁽³⁴⁾

一、自_二勸修寺晴右黃門_一書状到、家領賀州井家庄之事、二条御相論、仍明日女房奉書 武家_二令_二持参_一可_二申入_一之段、頼入之由有_レ之、

一、（中略）勸修寺被_レ申女房奉書被_レ出_レ之、

ここにあるように、晴右は言継に対し、幕府への女房奉書の持参を依頼しており、同日禁裏は申請に応じて女房奉書を発給してい

る。そして翌日には、言継は晴右に依頼された通り、女房奉書を幕府へ持参していることが次の史料より分かる。

【史料4】『言継卿記』永禄十三年三月廿一日（部分）⁽³⁵⁾

一、朝飡以後参_二 武家_一、以_二撰津守_{（撰津晴則）}・飯川肥後守_{（信堅）}兩人_一、女房奉書之趣申渡、則披露也、文如_レ此、

たひくおほせ出され候くわんしゆ寺ちきやうふんいの（非家庄）いゑのしやうの事、まきれなきたうちきやうの事にて候を、二てう殿申とられ候事、いはれなき事にて候ほとに、たうちきやうのむねにまかせられ、おほせつけられ候やうに、よくく申され候へく候、御代々の御はんの物、御下ちすつう、りうんまかひなき事にて候ま、このうへにても二てう殿申されふん候は、御きうめいをとけられ候へく候、このちきやうとかく候へは、ほうこうかなひかたきよしなけき申され候ま、いくへもすてをかれす、おほせ出され候はんするま、このよし御心へ候て、むろまちとのへよくく申され候へく候よし、心え候て申とて候、かしく、

仰（本條）山しなの大納言とのへ

武家御返事之様、江州_二御座之間、勸修寺_{（富田之武家）}之儀、別而馳走、御所存之外也、二条殿_{（被_レ捨_二御身躰_一）}、越州_{（越前国）}御下向、殊御元服以下之事御馳走之間、不_レ立_二入理_一非_一儀也、幾度雖_レ被_二仰出_一、難_レ被_レ応_二 叡慮_一之間、其

旨可^二申入^一之旨有^レ之、此由以^二長橋局^一申^二入^一之、又勸修寺へ罷越、此由申聞者也、

ここで言継が幕府へ持参した女房奉書を見ると、禁裏は、井家庄の勸修寺晴右への安堵を義昭に依頼している。

これを受けての義昭の裁決が、女房奉書より後ろの日記本文に記されている。それによると、義昭の裁決は、禁裏から女房奉書によつて叡慮として申し入れられた内容、すなわち晴右の要求に反するものであった。義昭は、自身が近江国に御座のとき、³⁶勸修寺晴右は摂津国富田普門寺の足利義榮に馳走したのに対し、二条晴良は義昭の動座先である越前まで下向し、とりわけ義昭の元服以下のことで奔走したのだから、理非を論ずるまでもなく、幾度禁裏から仰せ出されたとしても叡慮には応じがたい、として女房奉書による依頼を突っぱねてしまった。

言継は、長橋局を介して天皇に義昭の返事を申し入れたが、この後、本案件に関する記述は確認できなくなる。禁裏としては、義昭の裁決が理非に基づくものではなく、きわめて私的な理由によるものであったにせよ、それを黙認するほかなかったのであろう。

義昭の裁決は、叡慮よりも自身に親しい人物の権益保持を優先したものであつて、³⁷叡慮が將軍の裁決を拘束し得るものではなかったと考えられる。幕府再興を果たした義昭にとつて、幕臣や公家衆に對する求心力を維持することは必須課題であつたと考えられ、そのため自身に近い武士や公家衆の権益保持を叡慮よりも優先したのだ

と言える。

ここで、本案件における禁裏の関与のあり方を確認しておく。禁裏は、井家庄の安堵を求める勸修寺晴右の申請に応じて、女房奉書を幕府に遣わし、同莊園の勸修寺家への安堵を將軍義昭に依頼している。前節でみた案件と同様に、禁裏の役割は、訴訟当事者の申請に応じて女房奉書を幕府へ差遣することで、訴訟当事者と裁定者である幕府とを仲介することであつたと言える。ただし、女房奉書によつて伝えられる叡慮は、將軍の裁決を拘束しうるものではないといふことも判明した。禁裏から幕府への女房奉書の差遣による叡慮の伝達は、上意下達ではなく、あくまで要請・口入であつたと理解すべきである。

3. 平野社領還補訴訟

本節では、元龜二年（一五七一）十一月における、平野兼興の平野社領還補をめぐる対幕府訴訟を取り上げ、武家側が禁裏の役割をどのように認識していたのかという点にも目を配りながら、そこで禁裏の役割について検討する。

この訴訟は、平野社領が幕府に勘落されたことを契機とするのだが、その背景には、永祿十二年（一五六九）正月に起こつた平野社の社務職をめぐる相論が存在した。まずはその経緯から確認しよう。

永祿十二年正月十五日、耆波宮内大輔は、平野社預平野兼興の息

子である長松丸の申状と大胡武蔵守の副状を携え、山科言継のもとを訪れた。

【史料5】『言継卿記』永祿十二年正月十五日条（部分）³⁸

一、耆婆宮内大輔来、平野社預長松丸申状持来、同大胡武蔵守^{ヲゴ下禁信卿}叔母舅也、添状有^レ之、父^{平野}ト兼興犯氣時々儀、社頭如^レ無^レ之間、可^レ有^二改易^一之由申^レ之、予披露之事頼入之由申^レ之、領掌了、

ここにあるように、長松丸は、言継を介して父兼興の改易を禁裏に願ひ出ている。左掲の史料は、そのとき耆婆宮内大輔が持参した長松丸申状である。

【史料6】平野社長松丸申状³⁹

平野社務松長謹言上、
右当社務職之事、從^{足利義輝}光源院殿被^レ仰付^一令^レ存知^一之処、幼少^{幼少}之条、拙者^{平野兼興}父^{平野兼興}御下知等盜採、加^レ之当知行之由申掠之段、以外之次第候、殊更彼者当社神木等剪採令^二沽脚^一之代無^二其^一隱^一候、此旨以^二御分別^一、如^レ先被^レ仰付^一様候者、可^二忝畏存^一者也、仍粗謹言上如^レ件、

永祿十二年正月日

長松丸は、將軍足利義輝によって社務職を安堵されたにも関わらず、父の兼興がそれを掠め取つたと主張し、自身への社務職の安堵を願ひ出ている。これを受けて同月二十一日、禁裏女房の大納言典侍局から、天皇の裁決が言継に伝えられている。

【史料7】『言継卿記』永祿十二年正月廿一日条（部分）⁴⁰

一、（上略）次大典侍殿へ参、（中略）平野社長松申分御返事有^レ之、兼興曲事之段非^二一事^一之条、可^レ有^二御改易^一也、但又長松事、父髮ソル之間、神職^二如何之様思食之間、尚以^二御思案^一可^レ被^レ仰出^一之由有^レ之、予申云、先例可^レ有^レ之間、吉田^{兼右}可^レ被^二相尋^一之由申入了、（下略）

史料あるように、天皇の裁決は、兼興を改易とすべしとのものであった。『言継卿記』元龜二年十一月二日条（左掲【史料8】）には、「社領悉為^二武家^一被^レ落^レ之、奉公衆佐分玄蕃助に被^レ下^レ之」とあり、また後掲の【史料9】には、「平野社りやうの事、かねおきくせ事あるよし候て、おとされ候よしきこしめし候、」とあることから、幕府は右の天皇の裁決を受けて平野社領を勘落し、奉公衆の佐分玄蕃助に下していたことが分かる。

このような経緯を背景に、二年後の元龜二年十一月、平野兼興は、平野社領を奉公衆の佐分玄蕃助から取り戻すべく、幕府との交渉を開始した。第一節、第二節でみた訴訟の当事者である山科言継、勧修寺晴右がそうであったように、兼興もまた禁裏へ女房奉書を申請した。それに至る経緯が次の史料よりうかがえる。

【史料8】『言継卿記』元龜二年十一月二日条（部分）⁴¹

一、平野社務兼興来、社領悉為^二武家^一被^レ落^レ之、奉公衆佐分^{サフリ}玄蕃助^二被^レ下^レ之、内々三淵大和守^{兼美}申^レ出^レ被^レ出^二女房奉書^一者、可^二申調^一之由申間、禁裏へ披露之事頼之由

申間、則長橋局へ参申之処、今日黒日之間、明朝可^二披露^一之由申候間、其分申間返了、

兼興は、はじめは禁裏を介さず直接武家へ提訴することを考えたように、内々に義昭の側近である三淵藤英に訴えている⁴²。平野兼興の訴えを受けた藤英は、「於^レ被^レ出^二女房奉書^一者、可^二申調^一之由申」と、禁裏の女房奉書を獲得した上で提訴するようにと返答しており、兼興は、その返答を受けて、言継を介して禁裏へ女房奉書の発給を申請したのである。言継は、長橋局を訪れ女房奉書を申請し、明朝に長橋局から奏聞がなされたように、巳刻に言継が長橋局を訪れると、女房奉書の勅許が下されたことを知らされている⁴³。ここで出された女房奉書を次に掲げる。

【史料9】正親町天皇女房奉書写⁴⁴

仰^{元龜}_{十三}

平野社りやうの事、かねおきくせ事あるよし候て、おとされ候へきよしきこしめし候、この社の事は、たにことなる大社にて候に、天下のためまでも、せうし^{実止}におほしめし候、もとのことく、返しつけられ候て、しやとうさいこう候ハ、よろこひおほしめし候へきよし、よくくむろまちとのへ申され候へく候よし、心え候て申とて候、かしく、

山^{三淵藤}しなの大納言とのへ

この文面から分かるように、禁裏は義昭に対して、平野社領を平野兼興へ還補するよう依頼している。しかし、次の史料にあるよう

に、義昭の裁決は女房奉書で伝えられた天皇の叡慮に反し、平野兼興を成敗に処すものであった。

【史料10】『言継卿記』元龜二年十一月廿三日条（部分）⁴⁵

一、吉田右兵衛督所へ罷向、中御門令^宣同道、一盞有^レ之、先日之平野預兼興事、自^二三淵大和守^一武家之御返事伝達、第一雖^二神職^一、中臣祓以下神道聊不^レ存^二第一^一、次平野社木悉伐取野^二成事^一、不知行之在所号^二当知行^一、令^レ違^二背御下知^一、以^二濃州衆^一令^二責譏^一、事曲事之間、於^二兼興^一可^レ有^二御成敗^一、社頭之儀不^レ可^レ有^二別儀^一云々、則立帰了、次長橋局へ参、兼興事御返事之様申入了、

義昭は、第二節でみた二条家・勧修寺家間相論での裁決と同様に、天皇の叡慮よりも、幕臣佐分玄蕃助という、自身に近い人物の権益保持を優先したのだと考えられる⁴⁶。そして、ここでもやはり禁裏がこれに対する咎めを行なつたいかなる形跡も確認できない。禁裏は、將軍の裁決を黙認したのだと考えられる。

以上が本案件の経緯であるが、ここでの禁裏の関与のあり方について確認しよう。禁裏は、平野兼興の申請に応じて女房奉書を幕府へ遣わし、平野社領の還補を將軍義昭に依頼している。以上より、ここでの禁裏の役割は、訴訟当事者である平野兼興の申請に応じて女房奉書を幕府へ遣わし、叡慮として平野社領の還補を將軍義昭へ依頼することであつたといえる。

そして、幕臣三淵藤英の対応にも注目したい。兼興から内々に社

領還補の訴えを受けた藤英は、女房奉書によって提訴すべきだと返答しており、武家側は、公家衆・寺社からの武家への提訴は、女房奉書によってなされるべきだと認識していたことが読みとれる。最終的な義昭の裁決は、女房奉書に叡慮として記された平野兼興の要求と相違するものであった。禁裏は、あくまで対幕府訴訟の提訴窓口として機能していただけであって、叡慮は幕府の裁決に対し強制力を持つものではなかったことには注意すべきである。

以上三節にわたって、幕府の訴訟処理における禁裏の役割について述べてきたが、ここでその成果を小括しておこう。禁裏は、訴訟当事者である公家衆や寺社からの申請に応じて女房奉書等を幕府へ差遣し、訴訟当事者が対幕府訴訟を行なう際の提訴窓口としての役割を担っていた。禁裏を介した提訴は、幕府を訴訟処理に着手させる上で有効な手段であったが、女房奉書の差遣によって幕府へ伝えられた叡慮は、將軍義昭の裁決を拘束し得るものではなかった。女房奉書の差遣は、禁裏から幕府への上意下達ではなく、女房奉書発給時点では、叡慮は実効性を伴わず、將軍義昭の裁決を受けてはじめて、叡慮は効力を有したといえる。

第二章 織田権力のもとでの訴訟における禁裏の役割と叡慮の実効性

1. 率分関安堵訴訟

前章では、幕府による訴訟処理における禁裏の役割について述べ

たが、当該期には、幕府にのみ訴訟が持ち込まれたわけではなく、織田権力のもとにも所領安堵や相論裁許などをめぐる訴訟が持ち込まれ、信長や信長家臣によってそれらの案件が処理されていた。⁴⁷⁾

本章では、織田権力のもとでの訴訟において禁裏が果たした役割について検討し、あわせて叡慮が裁決に及ぼした影響についても考察する。

まず本節では、永祿十一年（一五六八）十月と翌年三月からの二度にわたる、率分関の安堵を求める公家衆の対織田信長訴訟を取り上げる。

戦国期には、京都の出入口や畿内の各所に、率分関と呼ばれる公家衆によって設置された禁裏御料の関所が存在し、そこを通る人々や商品から通行税・関税が徴収され、率分関を設置した公家衆の権益となっていたが、それらは武士の押領などによって不知行化することが度々あった。⁴⁸⁾ 公家衆は、上洛と畿内平定を果たし、三好氏に代わって新たに京都・畿内を治めることとなった足利義昭政権より、率分関の安堵を得るべく、交渉を開始した。⁴⁹⁾

十月二十日、山科言継は率分関等のことで手日記・女房奉書を幕府へ持参している。

【史料11】『言継卿記』永祿十一年十月廿日条（部分）⁵¹⁾

一、晩景又参^二 武家^一、自^二 禁裏^一御使見入、率分等八ヶ条

之儀也、手日記、女房奉書等持参、以^二 一色式部少輔^{（兼長）}披

露、臆可^レ被^レ仰、聊以疎略有問敷之由候、則帰参、其由

申入了、

一日御もく六のうち、そつふん（率分）の事、きとく申つけ候やうに、のふな（信長）かにおほせ出され候へく候よし、申とて候、てん（伝奏）そうひま入候ま、御まいり候て、いそき御申入候へ、このそつふんとも、たいてん候へは、をのくほうこう候へきやうも候はぬ、よくおほせ出され候やうに、申され候へく候よし、申とて候、かしく、

仰（永禄十一）そちの中納言とのへ

これによれば、禁裏から幕府へ女房奉書が差遣され、義昭から信長へ率分関安堵の信長朱印状の発給を命じるよう依頼されている。これに従って信長朱印状が発給されたこと、信長朱印状を獲得した公家衆が、安堵を確実なものとするために幕府奉行人奉書を求めたことが次に掲げる史料から読み取れる。

【史料12】『言継卿記』永禄十一年十月廿五日（部分）⁽²²⁾

一、為^二禁裏^一御使^二參^一武家^一、女房奉書如^レ此、

（中略）

そつふん（率分）どもの事、へちきなく、のふな（信長）か折かみをまいり候て、よろこひ覚しめし候、それにつきて、御下ちを申うけられたきよし、をのく申され候、このよし御申え候て、申され候へく候よし申とて候、かしく、
仰（永禄十一）そちの中納言とのへ

ここに掲載された女房奉書は、幕府奉行人奉書の発給を義昭に依

頼する女房奉書である。

そして左掲史料に見る広橋兼勝等連署状に、「就^二諸口諸役之儀^一、去年信長朱印被^レ調^二進之^一候、依^レ之武家御下知同雖^二被^レ進候^一、」とあるように、公家衆は無事信長朱印状と幕府奉行人奉書を獲得し、率分関を安堵されたのであった。

【史料13】『言継卿記』永禄十二年三月十日条（部分）⁽²³⁾

一、就^二率分之儀^一、和（惟政）田所へ連署、予可^レ調之由被^レ申候間、調^レ之、万里小路案被^レ調^レ之、四人之分如^レ此、此外禁裏・伏見殿・西園寺・西三条等雜掌之手日記^二、各之雜掌連署也、

就^二諸口諸役之儀^一、去年信長朱印被^レ調^二進之^一候、依^レ之武家御下知同雖^二被^レ進候^一、于今不^二相調^一候間、各令^二迷惑^一候、重堅被^二申付^一候様、寂前之筋目馳走候者本望候、尚雜掌可^レ申候也、恐々謹言、

三月八日

兼勝（宗徳）
言継（山科）
惟房（万里小路）

和（惟政）田伊賀守殿

判菊亭左大将晴季卿如^レ此、

【史料14】『言継卿記』永禄十二年三月廿五日条（部分）⁽²⁴⁾

一、禁裏御料所率分九人之分、旧冬織田彈正忠朱印、殊武家之御下知雖^レ有^レ之、木下藤吉郎逐上之間、近日以^二和田

伊賀守^(一)申之処、別儀無之由申云々、然者各^(二)今日礼^(三)罷向、
重朱判所望之由申^(四)之、菊亭左府入道^(五)・予、
万里小路黄門^(六)・広橋弁等同道、(中略)於^(七)普請場^(八)織田見
参了、

しかし、【史料13】より、この安堵は実態を伴わないものであつたことが分かる。その理由は【史料14】にあるように、木下秀吉の「逐上」にある。これは秀吉が信長朱印状・幕府奉行人奉書の旨を遵守しなかつたことを意味すると考えられ、具体的には、秀吉の配下の者が関所の押領を行なつていたのであると想像される。

ゆえに言継らは、【史料13】にある連署状を担当者である和田惟政に遣わすことで、重ねて率分関還補がなされるよう依頼し、そして【史料14】にあるように、再び信長朱印状を求めている。今回は前年の交渉とは異なり、公家衆が直接信長のもとを訪れていることが次の史料より分かる。

【史料15】『言継卿記』永祿十二年四月六日〜八日条(部分)⁽⁵⁶⁾

六日、庚辰、天晴、

一、万里小路黄門・広橋等令^(一)同道^(二)織田彈正忠所へ罷向、雖^(三)然、内^(四)有^(五)之^(六)罷出^(七)之間、普請暫見物罷帰了、就^(八)率分^(九)之儀、折紙可^(一〇)令^(一一)所望^(一二)之用也、次又申刻如^(一三)前三人令^(一四)同道^(一五)罷向、対顔、但無事之便之間不^(一六)申聞^(一七)罷帰了、

(中略)

七日、辛巳、天晴、

一、早旦又昨日之三人令^(一)同道^(二)、織田所へ罷向、鞠有^(三)之、白地令^(四)対顔^(五)、入^(六)内々^(七)以^(八)大津伝十郎^(九)様躰申之処、得^(一〇)其意^(一一)候、前之筋目以^(一二)和田伊賀守^(一三)可^(一四)申之由返答、仍各^(一五)旅宿妙蓮寺へ罷向申之処、先公方^(一六)御下知申出、以^(一七)其旨^(一八)可^(一九)申調^(二〇)之由申候間、罷帰了、

(中略)

八日、壬午、陰、

(中略)

一、万里小路黄門令^(一)同道^(二)、武家^(三)参、就^(四)率分之儀^(五)、女房奉書被^(六)出^(七)之、御下知之事御申也、以^(八)大和治部少輔^(九)申^(一〇)入^(一一)之、此段織田令^(一二)停廢^(一三)之間、先織田^(一四)可^(一五)被^(一六)仰、其次第御下知者可^(一七)被^(一八)進之由、御返事有^(一九)之、

ここからは、以降の経過として、以前からの担当者である和田惟政を介して訴えるように信長から指示されたことにより、公家衆は妙蓮寺の惟政の許を訪れ、惟政が幕府奉行人奉書を獲得した上で提訴すべきだとの見解を示したことから、禁裏の女房奉書によって幕府奉行人奉書の発給を義昭に依頼したこと、女房奉書を受け取った義昭は、まずは関所廃止の当事者である信長の意向を伺うべきで、それ次第で下知を行なおうと返答したことが分かる。

そして、『言継卿記』永祿十二年四月十五日条に、「予ハ率分之儀也、大概相調了、」とあることから、信長の了承を得ることができ、事態が解決に向かって動き出したことが判明する。

以上の過程において、禁裏は、永禄十一年の一度目の交渉においては、女房奉書を幕府へ差遣することで、義昭から信長へ率分関を還補するよう命じさせており、また訴訟当事者である公家衆の要求に応じて、率分関安堵の信長朱印状を補完する幕府奉行人奉書を発給するよう、同じく女房奉書によって義昭に依頼している。

翌年の二度目の交渉においては、女房奉書を幕府へ差遣し、和田惟政への提訴に必要な幕府奉行人奉書の発給を義昭に依頼している。いずれの場合も、禁裏が女房奉書を幕府へ遣わしたことで訴訟処理が進行しており、禁裏の女房奉書は公家衆の訴えを武家に係属させる上で一定の効力を有していたと評価できる。

2. 宝菩提院還補訴訟

本節では、永禄十三年＝元亀元年（一五七〇）三月から五月における、宝菩提院の還補をめぐる対信長訴訟を検討する。本訴訟は、前節でみた案件とは異なり、幕府を介さずに禁裏と信長が直接交渉を行なっている。以下でその経緯を確認する。

次に掲げる史料にもあるように、宝菩提院は山城国西岡(38)の地に位置した勅願寺で、永禄十三年当時、福地某に闕所地として押妨されていた。

【史料16】『言継卿記』永禄十三年三月十八日条（部分(39)）

一、武田内清水式部丞来、西岡宝菩提院之儀、福地闕所之為レ、
 牀也、勅願所之間、為二禁裏一織田（信長）彈正忠二被二仰出一之

様申入、則為二御使一予二可レ罷向一之由申レ之、
 押妨を受けた宝菩提院の役僧東藏坊は、言継の許を訪れ、禁裏として信長に違乱停止を命じてほしい旨を申し入れ、言継に勅使として信長と交渉を行なうことを依頼した。これを受けた言継は、同月二十四日に信長のもとへ交渉に訪れた。

【史料17】『言継卿記』永禄十三年三月廿四日条（部分(40)）

一、朝飡以後織田彈正忠へ罷向、今日礼者六七人有レ之、申次
 村井民部（信長）少輔也、（中略）予者為二禁裏御使一西岡宝菩提
 院之儀也、大方直に申、以二村井一委申之処、無案内之間
 令二礼明一可二申付一云々、則真如堂へ罷向其由申聞、一蓋
 有レ之、次長橋局へ参申入了、次御作事見舞了、

言継は、申次の村井貞勝より、礼明を遂げた上で裁決を下すとの返答を得た。勅使の差遣によって禁裏として提訴することが、信長に訴訟処理を開始させるという点で、やはり一定の効果を持ったことが読みとれる。

次の史料にあるように、四月に入ると、言継は清水式部丞ら訴訟当事者と談合の上、女房奉書の下書を作成して長橋局に持参し、信長に遣わす女房奉書の発給を禁裏に申請している。申請を受けた禁裏は、女房奉書の発給を行なっている。

【史料18】『言継卿記』永禄十三年四月三日（天正）五日条（部分(41)）

三日、庚子、天晴、天一（天正）、
 一、長橋局迄参、就二宝菩提院之儀一、女房奉書之事申入了、

案可^レ進^レ之、但今明日之間可^レ致^二延引^一之由仰也、次清水式部丞所へ罷向、令^マ奉書之案文令^二談合^一調^レ之令^レ見^二東藏坊^一之由申^二合^一之、酒有^レ之、

(下略)

四日、辛丑、天晴、天、^{(二)天上}、

一、蓮光院、清水式部丞等来、女房奉書之案、文言可^レ然之様申、持来了、

(中略)

一、長橋局へ女房奉書之案持参、明日可^レ被^レ出之由申入了、

(下略)

五日、壬寅、自^二巳刻^一雨降、天、^{(二)天上}、

一、早旦長橋局へ罷向、奉書之事、未^レ被^レ調之由被^レ申、(中略)後刻又参、女房奉書申出了、如^レ此、

一日おほせいたされ候にしおかほうほたいみんの事、久しきちよくくわん所の事にて候へハ、御きたうを^(宝善院)こたひ候ハぬことにて候を、こそ^(福地)ふくちおとしとり候へハ、寺もたいてんにをよひ候ま、きとくへちきなきやうに

申つけ候は、よろこひ覚しめし候はんするよし、よくく^(信長)のふなかに申と、のへられ候へく候よし、心え候て申とて候、かしく、

仰^(永禄十三)山しなの大納言とのへ

(下略)

ここにあるように、女房奉書の内容は、福地某による宝菩提院の押妨停止を信長に依頼するものである。しかし信長は、四月五日から七日にかけて連日出座がなく、交渉は停滞し、八日ようやく信長との対面がなかった。

【史料19】『言継卿記』永禄十三年四月八日条(部分)⁽⁶³⁾

一、朝食以後信長へ罷向、浄、^(光院)蓮、^(菩提院)等同行、唐茶白

被^レ出^レ之、次成、^(菩提院)二裕被^レ出^レ之、奥にて見参、西岡

宝菩提院之事被^レ申、女房奉書同令^レ見^レ之、予無^二見参^一、

各令^二同道^一罷帰了、彼方へ相尋可^二申付^一之由返答云々、

右の史料にあるように、信長との対面を果たした浄菩提院・蓮光院は、信長に女房奉書を披露している。そして女房奉書の旨を受けた信長は、福地に尋ねた上で沙汰するとの返答をし、事態の解決への意欲を示している。そして「及^二糺明^一者、可^二問答^一之覚語也⁽⁶⁴⁾」と、福地は宝菩提院との間で問答を行なう覚悟であったが、結局それにはおよばず、その後信長は機嫌が悪い等の理由で連日出座しなかつたために、再び交渉は停滞してしまつた。⁽⁶⁵⁾

【史料20】『言継卿記』元龟元年五月十四日条(部分)⁽⁶⁶⁾

一、西岡宝菩提院之儀、役者東藏坊、紀州粉川寺末寺之間、罷

越可^二申調^一之間、予書状所望之由、自^二蓮光院^一被^レ申候

間、調^二遣^一之、如^レ此、蓮光院へ遣^レ之、

城州西岡宝菩提院之事、從^二往古^一異^二于他^一為^二勅願

寺^一、天下安全国家豊饒之勅行無^二懈怠^一之处、自^二去

年^一無^レ謂^レ福地令^二勘落^一、既^レ靈場及^二退転^一之条、所^二敷^一敷^一也、然者彼院領還補之儀、為^二当寺衆中^一、被^レ奏^二武家^一、於^二入眼^一者、可^二悦思食^一之由、内々叡慮候、尚役者可^レ有^二演説^一候、仍執達如^レ件、

五月七日

言繼

粉川寺兼從中

そして、右の史料に見えるように、事態が進展しないことを受けた言繼は、信長との交渉をあきらめ、宝菩提院の本寺である粉川寺から幕府へ訴えることで事態の解決をはかったようで、言繼は、粉川寺から幕府へ訴えるべきだというのは天皇の内々の叡慮であるという旨を記した書状を粉川寺衆徒に宛てて出している⁽⁶⁷⁾。しかし、この後も事態は進展しなかったようで、以降の経緯は史料上判然としなくなる。

本案件において、禁裏は訴訟当事者である宝菩提院側の申請に応じ、禁裏の正式な意向として信長に押妨の停止を依頼している。また、信長への依頼の過程で、勅使山科言繼や女房奉書を信長へ遣わしている。

禁裏は信長と直接交渉する場合においても、幕府を介する場合と同じく、勅使や女房奉書の差遣によって、訴訟当事者の要求を訴訟の裁定者である信長に伝えていたのである。しかし、すでに指摘されているように、信長は京都の訴訟案件については消極的で、幕府にて公平な手続きに基づいて解決すべき問題と捉えていたこともあ

り、結局事態は解決に向かわなかった。

禁裏は、信長に対し訴訟処理を強制する力は有しておらず、あくまで提訴手続き上において、訴訟当事者と織田権力との仲介役として関与していたに過ぎないといえる。

3. 泉涌寺領還補訴訟

最後に、信長が関与しない場合の織田権力の訴訟処理と禁裏との関わりについても見ておく。ここではその事例として、元龜二年（一五七二）十一月における、泉涌寺の寺領還補をめぐる木下秀吉への訴訟を取り上げる。

泉涌寺は、京の南東に位置した寺院で、四条天皇陵が境内に造営されて以来、天皇家の菩提所として「御寺」と称されてきた寺院である。後に掲げる二つの史料からは、元龜二年十一月当時、織田信長家臣の木下秀吉によって、寺領の西九条が押領を受けていたことが分かる。

そのため泉涌寺は、押領の当事者である木下秀吉に対して、寺領の還補を訴えた。なお、本案件においては、秀吉の主人である織田信長のもとに訴訟が持ち込まれず、直接押領主体である秀吉との交渉が図られている。その理由として、元龜二年十一月八日当時、信長が美濃に在国していた⁽⁶⁸⁾ことが考えられる。久野雅司が述べているように、信長は美濃に在る間は公事訴訟の一切を停止する制札を出して京都の政務を見ず、陣中からの注進以外対応しない姿勢であっ

たとされる⁽⁷⁰⁾。そのため、本案件も岐阜の信長のもとには持ち込まれず、寺領押領の当事者であり、かつ京都にあつて信長の京都奉行の一人として、京都の政務に携わった木下秀吉のもとに持ち込まれたのだろう。

【史料21】『言継卿記』元龜二年十一月八日条（部分）⁽⁷¹⁾

一、泉涌寺之役者慈専来、錫携⁽⁷²⁾之、寺領木下藤吉郎推⁽⁷³⁾之、
 武家、木下等へ 女房奉書可⁽⁷⁴⁾被⁽⁷⁵⁾出之間、予に御使可⁽⁷⁶⁾存
 知⁽⁷⁷⁾之由申、伝奏飛鳥井乍⁽⁷⁸⁾ 父子⁽⁷⁹⁾ 他行云々、同心了、酒
 有⁽⁸⁰⁾之、

さて、右の史料からは、泉涌寺の役僧慈専が、山科言継を介して禁裏へ幕府と秀吉に遣わす女房奉書の発給を申請したことが分かる。そして言継に勅使として交渉を行なうよう要求している。『御湯殿上日記』同日条には、「八日、ことなることなし、せんゆう寺より寺り⁽⁸¹⁾うの事につきて文申さるゝ、いたさるゝ、」とあり、同日中に女房奉書が発給されたことが分かる。

『言継卿記』の翌日条には、言継が勅使として幕府を訪れ、幕府へ遣わす女房奉書と秀吉へ遣わす女房奉書の二通を持参していることが記されており、そのときの女房奉書二通が写されている。

【史料22】『言継卿記』元龜二年十一月九日条（部分）⁽⁸²⁾

一、朝喰以後、泉涌寺之役者慈専来、女房奉書両通持来、同錫
 門出として持来、自⁽⁸³⁾他受用了、先木下藤吉郎宿へ可⁽⁸⁴⁾罷向⁽⁸⁵⁾
 之処、武家へ参云々、則武家へ参、御前⁽⁸⁶⁾藤吉郎祇候、

申事条々有⁽⁸⁷⁾之云々、移⁽⁸⁸⁾刻相待、從⁽⁸⁹⁾ 禁裏⁽⁹⁰⁾ 仰之趣、泉涌寺領之事申候処、一向不⁽⁹¹⁾存知⁽⁹²⁾之間、伊勢三郎⁽⁹³⁾可⁽⁹⁴⁾被⁽⁹⁵⁾仰之由堅固⁽⁹⁶⁾申⁽⁹⁷⁾之、次以⁽⁹⁸⁾大和淡路守⁽⁹⁹⁾、女房奉書披露之処、聊以無⁽¹⁰⁰⁾御如在⁽¹⁰¹⁾、堅可⁽¹⁰²⁾被⁽¹⁰³⁾仰付⁽¹⁰⁴⁾之由、御返事也、奉書如⁽¹⁰⁵⁾此、

仰⁽¹⁰⁶⁾元龜二
 十九

武家へ、勸修寺中納言宛所也、木下藤吉郎⁽¹⁰⁷⁾
 予⁽¹⁰⁸⁾被⁽¹⁰⁹⁾宛了、

せんゆう寺りやうにし九条の事、きの下とうきちらう
 いらんのよし候、この御てらの事は、たにことなる御事
 にて候、さやうに候へハ、とうみやういけたいてんにを
 よひ候まゝ、きとくとうきちらうにおほせつけられ候
 へく候よし申とて候、かしく 山しな大納言とのへ
 へのよし、よくくむるまちとのへ申され候へく候よ
 し、申とて候、かしく、
 端々⁽¹¹⁰⁾山しな大納言あいとにもよくく申され候へく
 候よし、申とて候、
 くわんしゆう寺中納言とのへ

これらの女房奉書によつて、秀吉には泉涌寺領の押領をやめるよう依頼されており、義昭へは、秀吉へ寺領押領の停止を命じるよう依頼されている。秀吉は、自分が存知しないものだと思つたが、義昭の返答はしっかりと対応するとのものであり、義昭は訴訟処理に取り掛かるうという意思を見せている。

本案件においては、禁裏は、寺領押領の被害を受けた泉涌寺からの申請に応じて、義昭・秀吉への女房奉書を発給している。ここでは《泉涌寺↓禁裏↓義昭↓秀吉》という交渉ルートと、《泉涌寺↓禁裏↓秀吉》という交渉ルートが確認できる。この交渉の特徴は、織田信長の関与がないことであるが、ここでも禁裏の役割は前節までに見てきた他の案件と同様、訴訟当事者からの申請に応じて勅使・女房奉書を武家へ遣わし、叡慮として寺領還補を依頼することであり、禁裏は対幕府交渉・対秀吉交渉の窓口としての役割を有していたといえる。

それでは、第二章の小括として、織田権力の訴訟処理における禁裏の役割を述べておこう。織田権力との交渉は、將軍義昭を介する場合や信長と直接交渉する場合、さらには信長を介さない場合など、様々な交渉ルートが存在したが、禁裏の役割は前章で見た幕府訴訟の場合と基本的に変わらない。

その役割は、訴訟当事者の申請に応じて、勅使や女房奉書を幕府あるいは織田権力のもとに遣わし、訴訟当事者の要求を叡慮という建前で織田権力に伝達することであった。女房奉書を受け取った織田権力は、訴訟処理に取り掛かうという意欲を示しており、禁裏の女房奉書が織田権力に訴訟処理を促す点で一定の効力を有したことが分かる。

しかし、最終的な裁決を引き出せない場合もあった。これは、前述の通り京都の訴訟にあまり積極的に関与しなかつた織田

信長の姿勢もあろうが、前章で指摘したように、女房奉書は禁裏から武家への上意下達・命令ではなく、あくまで要請・口入の域を出るものではなかったことを示している。

さて、戦国・織豊期の天皇・朝廷について、近年数多くの成果を発表している神田裕理は、〈相論裁許における公武の役割分担〉を論じている²⁴。その要点は以下の二つである。

①戦国期、朝廷と武家はいずれも紛争調停機能を有しており、それぞれが異なる案件を処理していた。すなわち、朝廷は社会的な立場や身分秩序に関するもの、武家は土地の領有関係や諸権益に関わるものを処理していた。

②ひとつの相論を朝廷と武家がともに処理する場合は朝廷が理非の判断を行ない、武家が朝廷による理非の判断に基づいた実際的な処分の実行を行っていた。

神田は、さきにみた井家庄をめぐる二条家・勸修寺家間相論を、この〈役割分担論〉②の根拠の一つとして挙げている。神田の〈役割分担論〉は、朝廷と武家がともに裁定者として相論に関与することを想定しているのであろうが、この事例では、訴訟当事者の勸修寺晴右は、幕府より井家庄安堵の奉行人奉書を獲得するための手続として、禁裏に女房奉書を申請したのであって、禁裏は、晴右と裁定者である幕府とを仲介する訴訟窓口としての役割を果たしていたに過ぎない。これまで述べてきたように、禁裏は、裁定者として訴訟に携わっているというよりも、むしろ武家への提訴手続上の関与

を果たすのみであつて、裁定者としての理非の判断と処分の実行は武家が担つたと考えるべきである。これは本稿で検討した他の事例からも明らかである。⁷⁵ 神田の〈役割分担論〉^②は、朝廷と武家ともに関与するすべての訴訟案件に当てはまるわけではない点、注意が必要である。

おわりに

以上論じてきたように、足利義昭期の京都とその周辺では、武家による公家衆や寺社の権益侵害が頻発しており、幕府や織田権力のもとには様々な訴訟案件が持ち込まれた。

公家衆や寺社と武家との交渉には禁裏が仲介役として関与し、訴訟当事者の申請に応じて、勅使や女房奉書を武家へ遣わすことで、天皇の叡慮として訴訟当事者の要求を武家へ取り次いでいた。また、武家側も女房奉書によつて提訴を行なうことが望ましいと考えていたようである。

この禁裏を介する手続きは、武家に訴訟処理への着手を促すことができるという点で有効であつた。いわば、禁裏は訴訟当事者に対し、武家との交渉の「きっかけ」を提供していたのである。

しかし、それは武家の裁決を拘束し得るものではなかつたということには注意を要する。勅使や女房奉書に奉じられた天皇の叡慮は、武家の裁決を伴つてはじめて実効性を帯びたのである。

これを〈禁裏の武家への依存〉と簡単に捉えてしまうのは適切で

はない。本稿で見えてきたように、訴訟当事者と裁定者である武家とを仲介するという禁裏の役割は、訴訟当事者の要求に応じたものであり、これに則してより正確に言えば、〈禁裏の武家への依存〉ではなく、〈訴訟当事者たちの武家への依存〉状況を示している。すなわち、当時の京都とその周辺で、幕臣ら武士による公家領・寺社領の違乱・押領などといった、武家の下知にしか実効性を期待しえない問題が頻発していたという、戦国期特有の社会状況をよく物語っているのである。

さて、本稿で検討した複数の事例から、叡慮に従わず恣意的な裁許を行なう義昭の姿勢が垣間見られたが、こうした禁裏を重んじない義昭の態度は、後の信長と義昭との対立に際し、信長が出した義昭の批難書である「異見十七カ条」⁷⁶ 第二条目において、「一、御内裏之儀、光源院殿様御無沙汰付而、果而御冥加なき次第、事旧候、依^レ是当御代之儀、年々無^二懈怠^一様^二と、御入洛之刻^{ヨリ}申上候、早被^二思召忘^一、近年御退転無^二勿体^一存候事、」と批判され、信長による義昭討伐の大義名分として用いられた。⁷⁷ そして信長との対立の末、京都を逐われた義昭の動座に随従する公家衆は一人もおらず、公家衆は義昭の昵近衆であつた者も含めて、代わつて信長に出仕するようになった。⁷⁸ 本稿で見えてきた義昭の訴訟対応（叡慮に従わず、自身に親しいものを鼻肩する恣意的な裁許を下していたこと）が、室町期以来の足利将軍と公家衆との関係の終焉の要因として歴史的に位置づけられる。

最後に、改めて本稿で見てきた禁裏の役割を簡単にまとめると、禁裏が担っていたのは公家衆・寺社の訴えを武家に拳達し、武家訴訟へ係属させる役割であり、そこで用いられた女房奉書は、公家政権から武家への挙状⁸⁰⁾であったと言える。鎌倉期においては、院宣・綸旨が武家への本所挙状として機能していたわけであるが、女房奉書が同様の役割を担うようになった始期はいつ頃であるのか、また、江戸時代に入ると、女房奉書は武辺や諸方からの進献物に対し、天皇の感悦の意を表すために出されることがほとんどになるとが指摘されているが、挙状として機能することがなくなった終期はいつ頃であるのか、これらを明らかにすることが次なる課題である。

注

- (1) 池享「中世後期の王権をめぐる」(大津透編『王権を考える―前近代日本の天皇と権力』山川出版社、二〇〇六年)、同「讓位」の中断と天皇の立場」(歴史学研究会編『天皇はいかにして受け継がれたか―天皇の身体と皇位継承』續文堂出版、二〇一九年)
- (2) 富田正弘「室町殿と天皇」(久留島典子・榎原雅治編『室町の社会』東京堂出版、二〇〇六年、初出一九九八年)
- (3) 家永遵嗣『室町幕府將軍権力の研究』(東京大学日本史学研究室、一九九五年)
- (4) 中世京都の空間礼節秩序の解明とそこへの室町殿の位置付けをはかった桃崎有一郎『中世京都の空間構造と礼節体系』(思文閣出版、

二〇一〇年)や、南北朝内乱への幕府の対処の積み重ねが室町期の公武関係を規定したと論じる松永和浩『室町期公武関係と南北朝内乱』(吉川弘文館、二〇一三年)、朝廷公事の分析を通じて、北朝天皇家の輔弼役としての足利將軍家の姿を描き出した石原比伊呂『室町時代の將軍家と天皇家』(勉誠出版、二〇一五年)、室町期から織豊期にかけての朝廷公事の支出構造を明らかにした久水俊和『室町期の朝廷公事と公武関係』(岩田書院、二〇一一年)・同『中世天皇制の作法と律令制の残像』(八木書店、二〇二〇年)など。

- (5) 設楽薫「室町幕府の評定衆と『御前沙汰』」(『古文书研究』第二八号、一九八七年)、同「將軍足利義材の政務決裁」(『史学雑誌』第九六編第七号、一九八七年)、同「『政所内談記録』の研究―室町幕府『政所沙汰』における評議体制の変化について―」(『年報中世史研究』第一七号、一九九二年)、同「將軍足利義晴の政務決裁と『内談衆』」(『年報中世史研究』第二〇号、一九九五年)

(6) 山田康弘『戦国期室町幕府と將軍』(吉川弘文館、二〇〇〇年)

(7) 井原今朝男「室町・戦国期の天皇裁判権とふたつの官僚制」(『国立歴史民俗博物館研究報告』第一七八号、二〇一三年)

(8) 神田裕理「戦国・織豊期の朝廷と公家社会」(『校倉書房』二〇一一年)、同「戦国・織豊期朝廷の政務運営と公武関係」(『日本史史料研究会』二〇一五年)

(9) 本稿では、(天皇と、主に長橋局を中心とする禁裏女房とによって構成される、天皇を中心とした最小単位の執務機関)の意で『禁裏』という語を用いる。これは、数多くの廷臣によって運営される政治機構を想起する『朝廷』という語と区別することを意図するものである。

(10) 松永和浩「南北朝・室町期における公家と武家―権限吸収論の克服―」(『中世後期研究会編』『室町・戦国期研究を読みなおす』思文閣

- 出版、二〇〇七年)
- (11) 渡辺世祐「足利義昭と織田信長との関係に就いての研究」(久野雅司編『足利義昭』戎光祥出版、二〇一五年、初出一九二一年)、奥野高広『足利義昭』(吉川弘文館、一九六〇年)、桑田忠親『流浪將軍足利義昭』(講談社、一九八五年)、脇田修『織田政権と室町幕府』(同『織田政権の基礎構造―織豊政権の分析Ⅰ―』東京大学出版会、一九七五年、初出年同)
- (12) 近年の足利義昭に関する研究としては、幕臣・將軍側近公家衆の動向について検討した木下昌規『戦国期足利將軍家の権力構造』(岩田書院、二〇一四年)、裁許制度の復元や義昭と織田信長との政治的・軍事的関係に関する考察を行なった久野雅司『織田信長政権の権力構造』(戎光祥出版、二〇一九年)、義昭による大名間和平交渉や輓動座後の將軍権力など、さまざまな視点から義昭について論じた水野嶺『戦国末期の足利將軍権力』(吉川弘文館、二〇二〇年)が代表的なものとして挙げられる。
- (13) 義昭期には山科言継が武家伝奏や武家昵近公家衆に代わって公武間交渉を主導したことを明らかにした木下昌規「足利義昭期の昵近公家衆と山科言継をめぐる」(同『戦国期足利將軍家の権力構造』岩田書院、二〇一四年)、広橋家・勧修寺家の人物が武家伝奏となるのが戦国期の通例であったにも関わらず、義昭期には飛鳥井雅教が義昭との懇意を理由に武家伝奏に就任したことを明らかにした水野嶺「武家伝奏飛鳥井雅教の登用とその背景」(『戦国史研究』第七二号、二〇一六年)など。
- (14) 『京都御所東山御文庫記録』甲第二百四十四卷(東京大学史料編纂所所蔵影写本)(刊本は『大日本史料』第十編之五、九一七頁)
- (15) 『言継卿記』永禄十二年三月廿七日条(32-00000059)、同年四月四日条(32-00000065)、同月十八日条(32-00000073)、同月廿日条(32-00000075)、同月廿六日(32-00000077)、同月廿七日条(32-00000079)、同月廿九日条(32-00000079)
- (16) 『言継卿記』永禄十二年四月三日条(32-00000063)、同年六月十二日条(32-00000121)、同月廿六日条(32-00000131)、室町幕府奉行人連署奉書案(『言継卿記』永禄十二年十一月一日条紙背文書(32-00000171))
- (17) 『廬山寺文書』山城(東京大学史料編纂所所蔵影写本)(刊本は『大日本史料』第十編之七、八六頁)
- (18) 『大徳寺文書』三山城(東京大学史料編纂所所蔵写真帳)(刊本は『大日本史料』第十編之七、一五八頁)
- (19) ほかに義昭期には、幕府御供衆一色藤長による曇華院領の違乱、摂津守護職伊丹親興による曇華院領の違乱、幕府奉公衆細川藤賢による大慈光院領の違乱、幕府重臣石成友通による妙智院領の違乱、幕府奉公衆細川輝経による四天王寺寺務職の違乱、幕府奉公衆佐分玄蕃助による平野社領の勘落、幕臣磯谷久次による真正極楽寺領の押妨、信長重臣木下秀吉による泉涌寺領の押妨、信長重臣明智光秀による諸門跡領、東寺八幡宮領の押領、信長重臣丹羽長秀らによる禁裏御料所舟木庄の違乱などが史料上確認できる。なお、義昭期に幕臣による公家領・寺社領の違乱・押領が頻発した背景に義昭の所領政策があった。従来より臼井進・染谷光広によって、幕府が幕臣への所領宛行の代わりに、幕府御料所にとどまらず、寺社領の代官職を斡旋した可能性が指摘されており(臼井進「中世後期」室町幕府と織田政権との関係について」(久野雅司編『足利義昭』戎光祥出版、二〇一五年、初出一九九五年)、染谷光広「織田政権と足利義昭の奉公衆・奉行衆との関係について」(藤木久志編『織田政権の研究』吉川弘文館、一九八五年、初出一九八〇年)、近年久野雅司は、『異見十七ヵ条』の内容より、義昭が幕臣の寺社領等の違乱・押領を

黙認していたことを指摘した（久野雅司「京都における織田信長の相論裁許と室町幕府」〈同『織田信長政権の権力構造』戎光祥出版、二〇一九年、初出二〇一七年〉）。

(20) 永禄十一年に義昭に供奉して上洛した織田信長は、その後岐阜へ下向する際、佐久間信盛・村井貞勝・丹羽長秀・明院良政・木下秀吉の五人の部将と五千の兵力を義昭の護衛のため京都に残し置いた。信長は、美濃在国中には京都の訴訟に積極的に関与しようとはせず、五人の部将のもとに安堵や訴訟の案件が持ち込まれ、彼らは京都奉行として活動したこと、中でも中心的な奉行として活動を行なったのは木下秀吉であったことが知られている。（久野雅司「京都支配における織田家奉行人の基礎的考察」〈同『織田信長政権の権力構造』戎光祥出版、二〇一九年、初出二〇一五年〉）。

(21) 中世武家訴訟には、「訴人が論所当知行の事実及び論人の之に對する押妨の事実を証明し得れば、裁判所は論人を尋問することなくして直に訴人をして論所の知行を全うせしめ」る特別訴訟制度、すなわち、三問答・対決を行なわない訴訟処理方式もあつたことが石井良助によって指摘されている（石井良助『中世武家不動産訴訟法の研究』弘文堂書房、一九三八年、五二二頁）。なお、この特別訴訟制度は戦国期の政所沙汰にもあつたと考えられている（注6前掲山田二〇〇〇）。

(22) 注13前掲木下二〇一四

(23) 足利義昭期の『言継卿記』記事の残存状況については左掲表を確認されたい。

表 『言継卿記』残存状況（足利義昭期）

	一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月
永禄十一年（二五六八）												
永禄十二年												
永禄十三年（元龟元年）								①⑬				
元龟二年								①⑭				
元龟三年	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
元龟四年	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×

※凡例

- ・①⑭⑮…一日条～廿五日条まで残存
- ・空欄…一ヶ月間すべて残存
- ・××…一ヶ月間すべて欠落

本表は、今谷明『言継卿記—公家社会と町衆文化の接点—』（そして、一九八〇年）三一〇頁掲載表をもとに作成した。

(24) 本論文において『言継卿記』を引用する際には、その冊およびファイル名の情報を、（冊・ファイル名）の順で、例えば(33-0000059) のように示す。

(25) 『言継卿記』永禄十二年三月三日条(33-0000045)に写された手日記に、「一、同（山城国）山科東庄、（大宅散在、四宮河原）同西庄（野村郷、西山郷、）等事、自「天文十七年」 武家御押領、（但、三十石宛被下レ之、五六ヶ年不知行）」（一）内補足は筆者による、（二）内は割注とある。

(26) 『言継卿記』天文十七年五月廿五日条(33-0000116)に、「山科七郷之儀、悉武家被レ成御料所」之間、とあり、同月廿八日条に、「山科七郷之吏、為「武家」悉可レ有御存知之由、」と見える。

(27) (31-00000191) 返り点・人物註等は筆者による。以下同。

(28) 『言継卿記』永禄十一年十月廿日条(31-00000191)。ただし、この言継の大藏卿局への挨拶が、山科庄還補の根回しのためのも

であるのか、あるいは単なる武家を訪れたついでの挨拶であるのかは判然としない。

- (29) 『言継卿記』永禄十一年十月廿一日条 (31-00000193)、同月廿四日条 (31-00000202)
- (30) (31-00000218)
- (31) 『言継卿記』永禄十一年十一月廿八日 (31-00000220)
- (32) 井家庄の領有をめぐる経緯については、中村直勝「勸修寺家領について」(『中村直勝著作集 第四卷』淡交社、一九七八年、初出一九四一年)、湯川敏治「二条家領加賀国井家庄について」(同『戦国期公家社会と荘園経済』続群書類従完成会、二〇〇五年、初出一九九九年)に詳しい。
- (33) 『顕如上人御書札案留』二三丁(東京大学史料編纂所所蔵影写本)(刊本は『大日本史料』第十編之三、六九三頁)
- (34) (33-00000061)
- (35) (33-00000063)
- (36) 義昭は、兄の義輝が三好三人衆・松永久通らの手によって殺害された永禄政変の後、三淵藤英・細川藤孝・一色藤長らの援助によって奈良興福寺の一乗院を脱出し、甲賀城の和田惟政のもとに身を寄せるなど、しばらく近江国に滞在した後、一乗谷の朝倉氏を頼って越前国に動座した(久野雅司「総論 足利義昭政権の研究」(同編『足利義昭』戎光祥出版、二〇一五年)参照)。
- (37) 『諸家伝』二条九条(徳大寺家本)「晴良公」の項には、「同(永禄)十一年十一月十六日、《四十三歳》詔為「関白氏長者」、牛車隨身兵仗等如^レ元、於^レ陣宣下、昨十五日申入、今日勅許、去月十七日、依^二大樹異見^一申^二入^一之、」(一)内補足は筆者による、《》は脇書(東京大学史料編纂所所蔵徳大寺家原本)とあり、二条晴良の関白再任について、「大樹」すなわち足利義昭が口入を行なっている

ことが確認できる。なお、徳大寺家本以外の伝本にも「依^二大樹異見^一申^二入^一之、」の文言が確認できる(『大日本史料』第十編之一、四六六頁)。このように、義昭と晴良は親しい関係にあった。

- (38) (32-00000017)
- (39) 『京都御所東山御文庫記録』甲第百二卷(東京大学史料編纂所所蔵影写本)(刊本は『大日本史料』第十編之一、八〇六頁)
- (40) (32-00000021)
- (41) (34-00000170)
- (42) 足利義昭の側近であり幕府重臣でもある人物。幕府奉公衆・御部屋衆(永禄六年諸役人附)。三淵晴員の長男。永禄八年(一五六五)足利義輝が殺害されると一乗院覚慶を助け越前国まで同行。同十一年、義昭が上洛すると奉公衆としてこれに仕え、所領安堵、軍事行動、徳政免除、偏諱取次、禁制発給などに携わった。このほか藤英は、義昭の側近・幕府重臣として、御内書の副状発給や取次の仕事を担い、また伏見城主もつとめた(金子拓「室町幕府最末期の奉公衆三淵藤英」(同『織田信長権力論』吉川弘文館、二〇一五年、初出二〇〇二年)、谷口克広『織田信長家臣人名辞典 第二版』(吉川弘文館、二〇一〇年))。
- (43) 『言継卿記』元亀二年十一月三日条 (34-00000170)
- (44) 『言継卿記』元亀二年十一月三日条 (34-00000172)
- (45) (34-00000185)
- (46) ただし、義昭は二条家・勸修寺家間相論では、義昭と双方の当事者との人間関係という私的な理由によって裁決を下しているが、ここでは、中臣祓以下神事をおろそかにしていること、平野社の木を悉く伐り取って野にしてしまったこと、また不知行地を当知行と号して、幕府の下知に反して信長の軍勢を以て社領を実効支配していること等具体的根拠を挙げ、これらが曲事であるとして兼興の成敗

- を決定している。このように明確な理由に基づいて裁決を下していることには注意すべきであるが、いずれにせよ女房奉書に記された叡慮と義昭の裁決とが相違している。
- (47) 川元奈々「[中世・部会報告] 足利義昭・織田信長政権の訴訟対応と文書発給」『ヒストリア』第二五九号、二〇一六年)、注19前掲久野二〇一七。
- (48) 奥野高広『皇室御経済史の研究 正』(畝傍書房、一九四二年)第二章五「率分関」参照。
- (49) たとえば、山科家が管掌する内蔵寮率分関については、『言継卿記』天文十八年八月廿七日条(140000025)より、今村紀伊守という人物によって押領されており、山科言継が、今村紀伊守の押領停止を三好長慶に依頼していることが分かる。
- (50) 公家衆が幕府ではなく織田信長に率分関安堵を訴えた理由として、『信長公記』巻一の「観世大夫御能仕るの事」の項に、永禄十一年十月二十二日の記事として、「且は天下の御為め、且は往還の旅人御憐愍の儀をおぼしめされ、御分国中に数多これある諸関諸役上げさせられ、都鄙の貴賤、一同に忝しと押し奉り、満足仕り候ひ訖ぬ。」とあるように、同時期に織田信長が関所廃止政策を推し進めていたことが考えられる。
- (51) (31-00000191)
- (52) (31-00000204)
- (53) (32-00000051)
- (54) (32-00000059)
- (55) (32-00000067)
- (56) 注50参照。
- (57) (32-00000071)
- (58) 西岡とは、桂川と西山丘陵に挟まれた一帯を指す地名のこと(『国史大辞典 第十卷』(吉川弘文館、一九八九年)八四五〜八四六頁「西岡十一ヶ郷」(黒川直則執筆)の項)。
- (59) (33-00000061)
- (60) (33-00000065)
- (61) (33-00000070)
- (62) 『言継卿記』永禄十三年四月五日〜七日条(33-00000072)
- (63) (33-00000074)
- (64) 『言継卿記』永禄十三年四月十一日条(33-00000074)
- (65) 『言継卿記』永禄十三年四月十三日・十四日条(33-00000076)、同月十六日条(33-00000078)
- (66) (33-00000096)
- (67) なお、これを受けて出された粉川寺末寺連署状が、『京都御所東山御文庫記録』甲第七七卷(東京大学史料編纂所蔵影写本)(刊本は『天日本史料』第十編之四、二二〇頁)に収められている。また、本案件をめぐる真如堂蓮光院と山科言継との間でやりとりされた文書が、『言継卿記』の紙背文書(元亀元年十二月八日条紙背文書(33-00000205)、同月十四日条紙背文書(33-00000207)、同月廿四日条紙背文書(33-00000211))の中に確認できる。
- (68) 久野雅司「足利義昭政権における相論裁許と義昭の『失政』」(同『織田信長政権の権力構造』戎光祥出版、二〇一九年)
- (69) 堀新「織田信長の居所と行動」(藤井讓治編『織豊期主要人物居所集成』思文閣出版、二〇一一年)
- (70) 注19前掲久野二〇一七
- (71) (34-00000175)
- (72) 『統群書類従 補遺三 お湯殿の上の日記(七)』六十六頁
- (73) (34-00000175)
- (74) 注8前掲神田二〇一一年二〇一五

- (75) 戦国期の朝廷が紛争調停機能を有していなかったと主張しているわけではない。第一章第二節でみた永祿十二年の平野兼興―長松丸間の社務職をめぐる相論のように、朝廷が提訴先としてふさわしいと見なされた場合には朝廷に提訴がなされ、証文の精査や問答などを経て裁決が下されていた。そこに武家の関与は見られない。そもそも、戦国期を含む中世においては幕府だけでなくあらゆる共同体が裁判権を有しており、訴人は案件の内容や人間関係に応じて最もふさわしいと思われる提訴先を選択していた(山田康弘「終章―補足と課題―」(同『戦国期室町幕府と将軍』吉川弘文館、二〇〇〇年))。
- (76) 『尋憲記』元亀四年二月廿二日条(奥野高広編『増訂織田信長文書の研究 上巻』吉川弘文館、一九八八年、三四〇号文書) 従来、「異見十七カ条」は元亀三年九月に出されたと比定されてきた(『大日本史料』、『織田信長文書の研究』でも元亀三年九月に比定。この時期比定は『年代記抄節』の記述に依拠している)。しかし、足利義昭に関する研究が進展し、元亀三年九月当時の義昭と信長は依然として協調関係にあったことが明らかにされ、その発給時期の見直しが行なわれた。神田千里は政治情勢から、元亀四年正月に出されたものであると考へ(神田千里『織田信長』ちくま新書、二〇一四年)、柴裕之はルイス・フロイスの書簡の記述から元亀三年末に書かれたものであると考察した(柴裕之「足利義昭政権と武田信玄」『日本歴史』第八一七号、二〇一六年)。また、『信長公記』や『当代記』、『細川家記』の記述から、元亀三年十二月に出されたものとみなす説が久野雅司によって提示されている(久野雅司『足利義昭と織田信長―傀儡政権の虚像―』戎光祥出版、二〇一七年)。
- (77) 久野雅司は、本来朝廷の擁護者でなければならぬ義昭が、叡慮に抵抗したために結果として訴訟案件が美濃の信長のもとに持ち込

まれ、これを永祿十二年正月の「殿中御掟」(『仁和寺文書』(奥野高広編『増訂織田信長文書の研究 上巻』吉川弘文館、一九八八年、一四二号文書))の約諾違反と考えた信長が、「異見十七カ条」で義昭を叱責したと述べている(注68前掲久野二〇一九)。

- (78) 義昭の動座に随伴したのは奉公衆などの直臣層に限られ、公家衆は昵近衆といえども随伴する者は一人もいなかった(注13前掲木下二〇一四)。同論文内で、木下は公家衆が所領の維持を念頭に置いていたために義昭の動座先に下向しなかった可能性があると述べている。

- (79) 立花京子『信長政権と朝廷』(第二版、岩田書院、二〇〇二年)

- (80) 挙状については相田二郎による簡明な説明があるので引用しておく。「下位の者からの申出たことを、上位の者に取次いで吹挙する為めに出す文書、又下位の者から上位の者に奉る文書を取次ぐ時に出す文書を、吹挙状若くは挙状と云ふ」(相田二郎『日本の古文書上』岩波書店、一九四九年)

- (81) 鎌倉期の挙状に関する近年の研究としては、木下龍馬「武家への挙状、武家の挙状―鎌倉幕府と裁判における口入的要素―」(『史学雑誌』第二八編第一号、二〇一九年)が挙げられる。

- (82) 北上真生「近世期における禁裏女房の消息について―女房奉書を中心にして―」(同「近世期における宮廷記録とその周辺―御湯殿上日記を中心にして―」博士論文、神戸大学、二〇〇九年)

〔付記〕

本稿は、二〇一九年一月に明治大学文学部へ提出した卒業論文をもとに、歴史学研究会日本中世史部会二〇一九年度卒業論文報告会(二〇一九

年七月二十日、於早稲田大学戸山キャンパス)での報告などを踏まえ改稿したものです。また、卒業論文は駿台史学会賞を受賞し、駿台史学会賞受賞論文発表会(二〇二〇年七月二十五日、オンライン開催)にて本論文と同内容の報告を行なっています。

Role of the Imperial Court in Military Lawsuit and the Influence of Emperor's Wish on the Judgements in Late Sixteenth Century Japan

SHIBATA Shūhei

This paper discusses the relationship between the imperial court and the Ashikaga Shogunate from 1568 to 1573 in Japan. During this five-year era, the last Ashikaga shogun, Yoshiaki (1537-1597), was in power in Kyoto. In Japanese history, it was toward the end of the Warring States Period (1467-1573).

Recent research into Ashikaga Yoshiaki has marked a rapid progress, denying an old hypothesis that Yoshiaki was a powerless puppet of Oda Nobunaga (1534-1582), then the most powerful military leader or samurai lord. Recent research has made it clear that Yoshiaki and Nobunaga were cooperative with each other, and Yoshiaki maintained shogunate authority, exercising judicial power. In this context, the relationship between the imperial court and Ashikaga Shogunate remains to be discussed.

This paper intends to approach this relationship by clarifying the role of the imperial court played in military lawsuits based on the author's analysis of actual lawsuits recorded in Yamashina Tokitsugu's (1507-1579) diary, *Tokitsugu Kyōki*. It also examines to what extent the emperor's wish influenced the judgements.

The role the imperial court played in military lawsuits was to dispatch imperial messengers and deliver emperor's documents written by court ladies to the military authority upon requests of court nobles or Buddhist/Shinto priests who were suitors and to request that a judgement should be in favor of the suitors. The military authority also took it for granted that court nobles and priests had to obtain emperor's documents written by court ladies from the imperial court prior to the institution of a case. Because these requests were delivered by court messengers, the requests were in the form of the "emperor's wishes." An analysis of the *Tokitsugu Kyōki* suggests that the military authority also started the institution process of a case after the military authority received the requests from the imperial court. In this sense, emperor's documents written by court ladies and delivered by court messengers contributed to expediting the lawsuits. Yet, the emperor's wishes did not restrict the judgements by the military authority. Indeed, there were cases in which judgements were against the emperor's wishes. In other words, the emperor's wishes should be considered effective when the judgements were made.

Keywords: Medieval Japan, Warring States Period of Japan, Shogunate, relationship between the Shogunate and Imperial Court